

神奈川県PRキャラクター「かながわキンタロウ」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県PRキャラクター「かながわキンタロウ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 着ぐるみの借受を希望する者は、「『かながわキンタロウ』着ぐるみ借受申請書」（第1号様式）を知事室広報戦略担当部長（以下「広報戦略担当部長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の2ヶ月前から受け付けるものとする。

(貸出承認の範囲)

第3条 広報戦略担当部長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

(1) キャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみを「かながわキンタロウ着ぐるみ使用マニュアル」に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他、広報戦略担当部長が不適切と認めたとき。

2 貸出対象は原則として神奈川県本庁機関、附属機関及び出先機関とし、その他の機関等が貸出を希望する場合は、知事室と協議のうえ決定することとする。

(承認)

第4条 広報戦略担当部長は、前条の承認をするときは、「『かながわキンタロウ』着ぐるみ貸出承認書」（第2号様式）を借受希望者に交付する。

(貸出等)

第5条 貸出を受ける者は、原則として、知事室に来室して借り受けるものとする。ただし、借り受けに先立ち、着ぐるみの取扱いについて説明を受けるものとする。

2 貸出を受けた者は、原則として、知事室に来室して点検を受けてから返却するものとする。

3 貸出は無料とする。

4 貸出期間は、原則として、7日以内とする。

(遵守事項等)

第6条 貸出を受けた者は、着ぐるみを第三者に転貸、又は有料で貸出してはならない。

2 貸出を受けた者が、着ぐるみを損傷又は紛失したときは、速やかに「『かながわキンタロウ』着ぐるみ損傷（紛失）届」（第3号様式）を広報戦略担当部長に提出しなければならない。

3 貸出を受けた者が、故意又は重大な過失によって着ぐるみを損傷したとき並びに紛失したときは、現物に相当する物をもって弁償しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 着ぐるみの貸出承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「『かながわキンタロウ』着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（第4号様式）を広報戦略担当部長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第3条の規程を準用する。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 広報戦略担当部長は、着ぐるみが、この規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消は、「『かながわキンタロウ』着ぐるみ貸出承認取消通知書」（第5号様式）をもって行う。

3 前2項の規程により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月30日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。